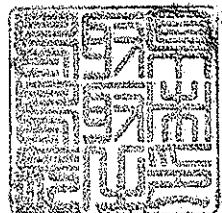


鳥取市告示第240号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第91条第2項の規定に基づき、次のとおり鳥取市条例制定請求代表者証明書を交付したので、同項の規定により告示する。

平成23年6月2日

鳥取市長 竹内 功



1 鳥取市条例制定請求代表者証明書を交付した者の住所及び氏名

鳥取市大覚寺74番地13 吉田幹男

鳥取市川端一丁目120番地 米村京子

鳥取市正蓮寺245番地81 谷口隆秋

2 鳥取市条例制定請求代表者証明書を交付した年月日

平成23年6月2日